

会報 習志野隊友

特別寄稿

この度、衆議院議員・小林鷹之氏(元防衛大臣政務官)から、『小林鷹之からの手紙(38号)』に託して、「憲法改正」に関する一文を頂戴したので、当習志野支部会報への特別寄稿の形で掲載をお許しいただいた。折しも憲法改正が真面目な形で議論され始め、改正日程も話題に上りつつある今日、憲法改正を熱望する会員諸氏にとつての論点整理の資になれば幸いである。

憲法改正

衆議院議員 小林鷹之
(千葉二区選出・隊友会特別会員)

私からの問題提起

国民の合意形成に努めることが政治の要諦とすれば、国民の声に謙虚に耳を傾ける姿勢、異なる意見にも真摯に向き合う姿勢が常に求められるのは当然です。

一方で、国家のあり方について自ら主体的に問題提起し、粘り強く求めて

いく姿勢なくしては政治家たり得ないとも考えます。今回は、賛否の別れる憲法改正について、一国会議員としての私見を述べさせていただきます。

そもそも憲法は、国のあるべき姿を示すものであり、法治国家における最高法規でもあります。日常生活を営むにあたって欠かせない法律や条例などあらゆる社会のルールは憲法の内容や精神に則っていないければなりません。従って、社会の安定の観点からは、憲法が頻繁に変わり過ぎることは適当ではないと思います。

しかし、現行憲法の施行から既に70年もが経過し、制定当時と比べ、我が国を取り巻く国際情勢や人口動態など、国内外の環境に大きな変化が見られるに拘わらず、憲法を不磨の大典の如く扱うとすれば、逆に現実社会との齟齬が生じ、社会の安定性が失われかねません。この節目の年に、私たちは憲法と真摯に向き合い、「変えるべきは変え、守るべきは守る」ための具体的な行動に移していくべきではないか。これが私の皆様に対する問題提起です。

私の憲法に対する基本的考え方

私は、現行憲法が長年に亘り多くの

国民により遵守されてきた事実を重く受け止めています。特に、国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義といった基本原則は絶対に変更し得ないものと考えます。その上で、現行憲法が敗戦後の占領下において、我が国が主権を十分に行使し得ない状況下で制定されたという歴史的事実。この史実に起因する課題の克服を目指していく必要性を感じます。

即ち、社会契約の上に成立した米国のような人工的国家とは異なり、歴史、文化、伝統、そして民族に根差した固有の精神的風土を共有する自然的国家として成り立つ我が国の国柄を反映し、かつ、時代の趨勢に適応するのみならず、未来への展望に立った憲法「我が国のあるべき姿」を不断に追及していく必要性です。

永田町においては、憲法改正に向けた機運が高まってきています。特に、自民党内においては、○「自衛隊」の憲法への明記、◎緊急事態条項、③教育の機会均等、そして④参議院における合区解消の4点を中心に議論が重ねられています。他にも多くの重要論点がありますが、一度も憲法を改正した経験のない私たちにとつて、検討項目を絞るアプローチは適切だと考えます。

今回は、○と◎について、私見を申し述べます。



海自遠洋航海出国行事にて 小林鷹之防衛大臣政務官 (当時)

「自衛隊」の明記

北朝鮮によるミサイル発射や中国の拡張政策など、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、平和安全法制の施行によって、自衛隊による柔軟な対応が可能になりました。しかし、依然として自衛隊は、国際法上は「軍」(戦力)と見做される一方、国内法上は「軍」ではないとされています。この齟齬から生じる様々な弊害が自衛

官に鞭寄せされている事実を受け止めるべきです。

我が国が独立と平和を保ち、国民の安全を確保するためには、最終的には、侵略戦争の放棄を定めた第9条第1項は厳守しつつ、自衛隊を名実ともにあくまでも「自衛のための戦力」として位置付けること等の是非についても検討が必要になっていくでしょう。そのためにも、まずは平和安全法制を運用していく中で、自衛隊の果たすべき役割等について国民の理解を着実に得ていく必要があります。

こうした中、国民の9割以上が自衛隊を評価しているが、いまだに一定の憲法学者から「自衛隊違憲論」が発せられる現状があります。自衛官が誇りと自信を持って国防の任務を遂行できる環境の整備に向けた第一歩として、まずは、憲法第9条第1項及び第2項を変更することなく、自衛隊の存在を憲法に明記すべきだと考えます。

緊急事態条項

戦争、内乱(大規模テロを含む)、大規模自然災害など、緊急事態が生じるリスクは確実に存在します。しかし現行憲法には緊急事態を想定した規定が殆どありません。主な論点としては、①行政府の長への一時的な権力の集中、②移動の自由や財産権等の一定の人権に対する平時以上の制約、③国会議員の任期延長などがあげられます。

①及び②については、緊急事態にお

いても、人権が最大限尊重されるべきことは言うまでもありません。しかし、国民の生命等の人権を守るために、より小さな人権がやむなく制限されることはあり得ます。自衛隊法や災害対策基本法等に既に規定が存在し、対応可能であるとの考え方もありますが、東日本大震災時の経験に照らして考えれば、自治体が訴訟リスクを恐れ、権限の行使を躊躇しうるケースなどが容易に想像できます。

従って、緊急時に国や自治体が行使しうる権限を、憲法上明記すべきです。その際には、権限乱用の防止の観点からも具体的内容を規定した基本法とセットで提示することが望ましいと考えます。ただし、これらの点については更なる熟議が必要ですので、まずは、各政党の意見が集約しつつある、③国会議員の任期延長等に関する特例を設け、緊急事態時に立法府が機能するよう急ぐべきです。

最後に、国会議員に出来るのは憲法改正の発議までであって、最終的に決めるのは国民の皆様(＝国民投票)です。国会議員の一人として、与野党の垣根を越えて、可能な限り多くの方が賛同できる形で、また、何よりも憲法制定権者である国民の皆様の理解が得られる形で意見を集約していけるよう、汗をかいてまいります。皆様からのご意見をいただければ幸いです。

(8月吉日 小林鷹之記)

会員の声

統幕長の憲法改正発言に拍手

河野克俊統合幕僚長が、「憲法に自衛隊を明記」しようという安倍総理の発言に賛同する意味の発言をしたことが、国会及びマスコミで議論を呼んでいる。「憲法違反」呼ばわり、「税金泥棒」呼ばわりをされながら、長年、日陰者扱いの自衛隊にあって、ただ黙々と勤務に耐えてきた我々自衛隊OBとしては、制服組のトップ・統合幕僚長の、公の場でのこの勇氣ある発言を、大歓迎し拍手喝采を送るものである。

河野統幕長の発言は、5月23日の講演時の質疑応答におけるものである。正確には、「憲法という非常に高度な政治問題なので、統幕長という立場から申しあげるのには適当ではないと思う」と、まず断わりを述べた上で、「一自衛官として申し上げるなら、(この安倍総理の自衛隊明記発言は)非常に有難い」と続けたものである。

自衛隊の役割を今後、拡大するかどうかという点についても、河野統幕長は「これはもう、いつに政治の決定によるもの」として、意見開陳は控えている。つまり、政治的意図を込めた発言はしない前提で、一自衛隊員としての心境を示したものである。菅義偉官房長官が「あくまでも個人

の見解で、全く問題ない」と、後の記者会見で述べたのも至極当然である。これの一部マスコミや政党が批判しているのは、理解に苦しむ。

自衛隊員は、命をかけて国の守りに就いている。安倍首相の問題意識は、その掛け替えのない国の組織が今なお一部の学者、マスコミから「憲法違反」などと指摘される状況を解消することにある。当事者として、自衛隊の存在が肯定されるなら率直に「歓迎する」と言うのは、ごく自然なことではないか。それを素直に受け止めずに、敢えて「軍事組織の政治介入」と唱える輩には、自衛隊を敵視する偏狂な政治的ドグマの臭いさえうかがえる。

そもそも、米国等では軍幹部が、議会の公聴会で日常的に発言を求められる。ところが、同じ民主主義の国、日本では、国会での防衛政策等の論議の場に、軍事のプロである自衛隊制服組の発言の場が全く与えられていない。発言を認めれば文民統制の原則が崩れる、などと言う言い訳は、徒らに政治の側の力量不足や無責任さを露呈するものであろう。

河野統幕長発言に関わる議論は、こういった国際的に見ても異常な我が国の状態に改めて警鐘を鳴らす良い機会でもある。

「憲法違反」呼ばわりされる自衛隊員は、長く日の当たる存在ではなかった。隊員の子弟が、学校で差別を受けたり、いじめられたりする例も、決して少く

なかった。

最近ようやく、災害派遣などを通じて認知度は高まったものの、本来任務の、国の防衛、平和の護りが、国民に必ずしも認知されず、相変わらず「憲法違反」呼ばわりされる状況は、そのためにこそ、日夜、骨身を削って任務に精励している自衛隊員にとっては、何ともやるせない思いである。

安倍政権の下で、憲法改正問題が真当に議論され、その過程の中で「憲法上での自衛隊の明記」が早期に実現されることを願ってやまない。

(会員日記)

韓国 文政権の誕生に思う

5月9日に行われた韓国大統領選挙において革新系候補の文在寅氏が勝利して、9年ぶりに左派政権が誕生した。過去の文氏の主張を顧みると、反日的主張や発言が圧倒的に多い。

2012年大統領選に立候補した時は、選挙戦を通じて「親日清算をした」という表現をしている。2016年の朴大統領弾劾の討論会では「親日と独裁が受け継がれ、常に韓国社会の主流に成りすましてきた偽保守の時代をもう終わらせなければならぬ」とし、各分野における「積弊の清算」を強調している。

歴史教科書問題については、「(朴政権は) 国民と歴史の前に贖罪する姿勢

で民心を敬わねばならない」として、「その始まりは、歴史国定教科書など朴権威印の政策の執行を直ちに中断すること」と発言していた。

今次選挙戦序盤では、朴大統領が日本側と交わした慰安婦合意について「再交渉が必要」という発言をしていたが、選挙戦終盤では更に踏み込んで「日本との慰安婦合意は間違っている」と発言している。

「親日清算」が看板のこの大統領の誕生で、今後の日韓関係は一体どうなるのだろうか。

そもそも、2015年12月の日韓外相会談において、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が両者間で合意されたことは記憶に新しい。しかし、新政権下の韓国側にはこれを守る意思が薄い。ソウル日本大使館前の慰安婦像の撤去に韓国政府は関心を示さず、釜山の日本総領事館前の像の新たな設置を許し、設置は全国的規模で広がりつつある。

日本側は、1965年の日韓請求権・経済協力協定において両国間の賠償請求権は「完全かつ最終的に解決された」という原則を順守、慰安婦問題を含め全ての個人請求権は解決済みという態度を一貫させてきた。同時に、韓国の民意にも配慮し、「アジア女性基金」を95年に設置して、「償い金」を一昨年の日韓合意に沿い、更に10億円の拠出を閣議決定し既に支払い済みである。しかし、文大統領はこの合意

をよしとせず、日本に再交渉を要求しようという意向を貫き、合意過程の再検証を進めているという。

更に、文大統領は、大統領就任100日目の記者会見において新たに、日本統治時代に半島から動員された元徴用工には日本企業への個人的請求権があると述べた。韓国政府は、盧武鉉政権以来、慰安婦、原爆被害者、サハリン残留韓国人の3件は日韓請求権・経済協力協定の例外として個人的請求権を持つとし、元徴用工については言及を避けてきた経緯があるが、そういったいきさつなどを無視しての、この度の文大統領発言である。

北朝鮮の核ミサイル恫喝、中国の北朝鮮制裁の不徹底、THAAD追加配備への逡巡、米韓同盟の将来の不透明化など、現下の韓国を取り巻く諸情勢は、韓国という国家の存亡に関わる危機的状態である。こんな国家の生死を賭した大事を前に、大統領が情緒的に日本への怨念にただうつつを抜かしている時機かと問いたい。

もともと、韓国には国民情緒法がある。もちろん不文律だが、成文法を超越して、行方定めず揺らぐ国民の情緒が政治決定の有り様を左右するという恐ろしさがこの国にはある。

これが、我が日本に最も近接する隣国の話である。この国、この国民、この政権と付き合うには、余程の覚悟と毅然とした姿勢が必要であろう。

(会員Y記)

お知らせなど

▽ 新入会員の紹介(敬称略)

- ・ 田中和仁(陸) 屋敷1丁目
- ・ 高橋優太(陸) 鷺沼2丁目

▽ 会員の退会(敬称略)

- 谷中弘行 秋津2丁目
- (3月 転居により支部退会)

▽ 会員のご逝去

- ・ 福本慶弘様 大久保1丁目 (逝去時期不明)
- ・ 高岡滋様 秋津1丁目 (3月ご逝去)
- ・ 大河内剛健様 谷津1丁目 (5月ご逝去)
- ・ 佐藤久志様 東習志野5丁目 (6月ご逝去)

ご逝去を悼み生前のご厚誼に深謝し、謹んでご冥福を祈念申し上げます。

▽ 行事等の実施・参加

○ 習志野駐屯地創立記念行事

4月2日、陸自習志野駐屯地における同駐屯地及び第一空挺団の創立記念行事に支部長以下が参加。

記念式典で壇上に立った児玉駐屯地司令が訓示に替えて来場の地域市民に

向かい感謝の挨拶を述べたり、観閲行進に替えて隊員達の肉弾相搏つ紅白ラグビー戦を展示したり、祝宴の各テーブルに若い隊員達を加えて市民と隊員との交流の場を作るなど、思い出に残る記念行事だった。その間、精強を誇る空挺部隊のナマの隊員達の形骸に接し、参加者一同、感銘を新たにしたいことだった。

○ 千葉県護国神社春季例大祭

4月10日、千葉県護国神社において春季例大祭が執り行われ、県会長以下多くの隊友会員が参加して戦没者を慰霊した。また当日は、奉昇、献吟並びに境内の交通統制奉仕に多くの隊友会員が参加した。

なお、大祭に先立つ4月8日、護国神社境内内外及び特攻勇士之像の清掃奉仕に、県隊友会挙げて多くの会員が参加した。

○ 千葉県隊友会総会

4月19日、千葉市三井ガーデンホテルにおいて行われた千葉県隊友会年次総会に柚木支部長及び山田理事が代議員として参加。

総会に続く表彰式においては、先の地域防災CPX訓練支援に成果を挙げた廉により、支部長以下8名の習志野支部会員が千葉県隊友会会長から表彰を受けた。表彰受賞者は次のとおり。

稲葉秀雄、井上康隆、太田清彦、坂本興紀、野本三蔵、日高久萬男、山田

正二、柚木文夫(50音順)

○ 「ああ特攻勇士之像」慰霊祭

5月26日、県護国神社境内にある「ああ特攻勇士之像」の年次慰霊祭が催され、県会長以下多くの隊友会員が参列し、先の大戦において特攻攻撃に散華された千葉県戦没者に慰霊の誠を捧げた。

○ 隊友会習志野支部総会

6月17日、市内・飲み食い酒場「飯場」において、隊友会習志野支部平成29年度総会・懇親会を開催し、支部長以下17名(正会員10名、特別会員3名、準会員3名、特別参加1名)が参加した。特別参加は、この度5月1日付で習志野市危機管理監に就任された米山則行氏(隊友会船橋支部会員)である。

今回は、従来行っている時局講話等の行事は割愛し、総会名目の簡単な会務報告と会計報告の後、速やかに懇親会に突入したつもりが、宴も酣となると、特別会員の宮本泰介市長、小林鷹之衆議院議員(防衛大臣政務官(当時))、渡邊惇弁護士を囲んで談論風発、さながら時局勉強会そのもの、大いに盛り上がった支部総会となった。

○ 習志野駐屯地夏まつり

8月5・6日、陸自習志野駐屯地において、恒例の夏まつりが開催され、支部長以下が参加した。好天に恵まれ、

5万人を超える市民が駐屯地に押しかけ、納涼のひと時を楽しんだ。本夏まつりの名物・花火打ち上げに、支部は例年どおり、協賛金を贈呈した。

▽ 行事等の今後の予定

○ 千葉県護国神社秋季例大祭
10月10日、千葉県護国神社にて開催予定。

○ 千葉県自衛隊入隊者激励会
千葉県自衛隊家族会(旧名自衛隊父兄会)連合会の主催で、2月下旬、千葉市内で開催を予定。

○ 習志野部隊防衛講話
3月13日、習志野駐屯地で行われる予備自衛官招集訓練において隊友会習志野支部長が防衛講話を担当予定。

○ 自衛隊殉職隊員千葉県追悼式
10月21日、陸自下志津駐屯地・鎮めの庭にて本年度追悼式開催予定。

佐藤正久ポスター

掲示ご協力をお願い

「ヒゲの隊長・佐藤まさひさポスター」
(横42cm×縦60cm、佐藤正久プロフィール全面、弁士型ポスター)
(原則として、屋外の壁面等に直貼り)

上記を 年間を通じて掲示させていただける場所を 市内に探しています。ご自宅又はお知り合いで 掲示にご協力いただける方がありましたら 下記にご一報下さい。

ゆのきふみお
柚木文夫

(TEL/FAX 047-451-8327)

(fum-yunk@sea.plala.or.jp)